

電力需給約款 (高圧)

2015年12月 1日実施

2026年 4月 1日改訂

長崎地域電力株式会社

目次

I	総則	
1.	目的	1
2.	約款の適用	1
3.	定義	1
4.	単位及び端数処理	3
5.	実施細目	3
II	契約の成立及び契約期間	
6.	需給契約の成立	4
7.	契約期間	4
8.	契約保証金	4
III	供給電力	
9.	需要場所	5
10.	需給地点	5
11.	供給電圧、供給電気方式、周波数	5
12.	契約電力	5
IV	料金	
13.	料金	6
14.	料金の支払方法	7
15.	料金の改定	7
16.	事情変更	8
V	使用及び供給	
17.	お客さまの電力受給権	9
18.	当社の電力供給義務	9
19.	電力の託送供給のための手続	9
20.	電力使用統計提出義務	9
21.	調整装置または保護装置の設置を要する場合	9
22.	超過使用	9
23.	お客さまの力率保持	10
VI	保安、工事、工事費の負担	
24.	受電に必要な設備の工事	11
25.	立入検査受忍義務	11
26.	電力供給の停止	11
27.	電力供給の中止等	12
28.	免責	12
29.	違約金補償	12
30.	設備の賠償	12
31.	供給設備の工事費負担	12
32.	料金及び工事費の精算	13
VII	契約の終了	
33.	契約期間の満了	14
34.	中途解約	14
35.	当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権	14
36.	お客さまの義務違反等による当社の契約解除権	14

VIII	約款の改定	
	37. 約款の改定	16
	38. 約款が改定された場合の取り扱い	16
IX	その他	
	39. 守秘義務	17
	40. 管轄裁判所	17
	41. 暴力団排除に関する条項	17
附	則	
	1 本約款の実施期日	18
別	紙	
	1 力率割引及び割増	19
	2 再生可能エネルギー発電促進賦課金	19
	3 燃料費調整	19

I 総則

1. 目的

この電力需給約款（以下「約款」という）は、小売電気事業者である長崎地域電力株式会社（以下「当社」という）が電力需要者（以下「お客さま」という）の需要に応じて電力を供給する場合における電気料金その他の供給条件を定めるものです。

2. 約款の適用

当社が、お客さまへ電力の供給を行うときの権利義務およびその他の供給条件は、約款及び当社がお客さまとの間で締結する電力需給契約書（以下「契約書」という）によるものとします。契約書の規定と約款の規定に齟齬がある場合は、契約書を優先するものといたします。また、法改正等により本約款の規定の一部が無効となってもその他の条文には影響を及ぼさないものといたします。なお、この約款及び契約書に定めのない事項については、関連法令、託送供給約款および一般送配電事業者が定めた電気需給約款またはこれに準拠した約款（以上、総称して「電力需給約款」という）に従うものといたします。

3. 定義

次の言葉は、本約款及び個別の契約書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(2) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上の電圧をいいます。

(3) 供給地点

当社が、一般送配電事業者から、お客さまに電気の供給をするために行う接続供給にかかる電気の供給を受ける地点をいいます。

(4) 供給地点特定番号

対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(5) 電力需要者（お客さま）

当社と個別の電力需給契約を締結した方をいいます。

(6) 個別条件

契約書に定める個別の電力需給条件をいいます。

(7) 契約電力

当社と電力需給契約を締結したお客さまが、当社より供給を受けることが可能な最大電力として契約書に記載される電力（kW）をいいます。

(8) 契約電力量

契約電力による30分単位の電力量をいい、契約電力を2で除した数値と同一といたします。

(9) 契約超過電力

契約電力量を超過する30分の電力量を2倍した値であって、かつ、当該月で最大のものをいいます。

(10) 供給開始日

契約履行のため、当社が一般送配電事業者と締結した託送供給約款における接続供給開始日をいいます。

- (11) 使用電力量
お客さまが当社から受給して使用した電力量であって、需要場所に一般送配電事業者が設置する計量器を介して当社が確認した電力量をいいます。
- (12) 超過電力
お客さまが契約電力量を超過して電力を使用した場合における、当該超過部分をいいます。
- (13) 基本料金単価
個別条件記載の基本料金単価をいいます。
- (14) 従量料金単価
個別条件記載の従量料金単価をいいます。
- (15) 電力量料金単価
従量料金単価に燃料費調整単価を加算または減算をして計算されるものをいいます。(燃料費調整額の算定方法等に関しては別表3を参照ください)。
- (16) 消費税相当額
消費税法の規定による消費税及び地方税の規定による地方消費税の両方に相当する金額をいいます。
- (17) 夏季
毎年7月1日から9月30日までをいいます。
- (18) その他季
毎年10月1日から翌年6月30日までをいいます。
- (19) ピーク時間
夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。
- (20) 重負荷時間
夏季の毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。
- (21) 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間または重負荷時間及び一般送配電事業者が休日等に定める日の該当する時間を除きます。
- (22) 夜間時間
ピーク時間または重負荷時間及び昼間時間以外の時間をいいます。
- (23) 休日
一般送配電事業者が定める休日をいいます。
- (24) 接続供給契約
当社がお客さまに電気の供給を行うために必要となる、当社が一般送配電事業者と締結した接続供給にかかる契約をいいます。
- (25) 託送供給約款
電気事業法第18条に従い一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます)。
- (26) 力率
供給地点ごとに、その1月の毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とします)をいいます。
- (27) 給電指令

一般送配電事業者が託送供給約款に基づいて実施するお客さまの電力使用に関する指示（制限、一部中止及び全部中止）をいいます。

(28) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(29) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4. 単位及び端数処理

この約款及び契約書において、料金その他を計算する場合における単位及び端数処理の方法については、以下のとおりとします。

- (1) 電力の単位は、1キロワット（kW）とし、端数については、少数点以下第1位で四捨五入するものとします。
- (2) 電力量の単位は、1キロワット時（kWh）とし、端数については少数点以下第1位で四捨五入するものとします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとするものとします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数については切り捨てるものとします。

5. 実施細目

本約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の成立及び契約期間

6. 需給契約の成立

需給契約は、お客さまからのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

7. 契約期間

当社とお客さまの間の電力需給契約は、供給開始日から契約書第6条に定める契約期日までといたします。但し、新規契約の場合は前項で定める契約成立日からが契約期間となります。なお、契約期間満了の2ヶ月前までに、お客さままたは当社のいずれからも相手方に対する契約変更等の意思表示がなされない場合には、契約期間は自動的に1年間延長されるものといたします。

8. 契約保証金

- (1) 電力需給契約の締結に際し、当社は、お客さまに対し、予想月額料金の3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託することをお求めする場合があります。
- (2) 電力需給契約の締結に際し、当社が、お客さまに対し契約保証金の預託を求めなかった場合であっても、お客さまが債務の履行を遅延した場合には、当社は、お客さまに対し、予想月額料金3ヶ月分相当額を上限とする契約保証金を担保として預託するよう求めることができるものといたします。
- (3) 予想月額料金の算定の基準となる電力使用量は、お客さまの負荷率、操業状況及び同一業種の負荷率を勘案して当社が算定するものといたします。
- (4) 電力需給契約が終了した場合において、お客さまが当社に対してなすべき債務の履行を遅延しまたは履行されなかった場合には、当社は(1)または(2)の規定に従いお客さまから差し入れを受けた契約保証金を、当該債務の弁済に充当することができるものといたします。
- (5) 電力需給契約が終了した場合において、お客さまに対して返還すべき保証金がある場合には、当社は、契約期間満了後3ヶ月以内に、保証金の残額をお客さまに返還するものといたします。なお、当社は、本項の契約保証金に利息を付さないものといたします。

III 供給電力

9. 需要場所

当社がお客さまに供給する電力の需要場所については、契約書に個別条件として記載するものといたします。

10. 需給地点

当社がお客さまに供給する電力の需給地点については、契約書に個別条件として記載するものといたします。

11. 供給電圧、供給電気方式、周波数

当社が供給する電力の供給電圧、供給電気方式及び周波数については、契約書に個別条件として記載するものといたします。

12. 契約電力

契約電力は、次に掲げる区分に従って定めるものとし、具体的な数値については、契約書に個別条件として記載するものといたします。

(1) 契約電力が500kW以上の場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと協議のうえ、定めるものといたします。

(2) 契約電力が500kW未満の場合

各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、本契約期間中に最大需要電力が500kW以上となる場合は、契約電力を前項によってすみやかに定めるものといたします。

IV 料金

13. 料金

料金は、供給開始日以降、基本料金、電力量料金および別表2によって算定される再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額といたします。

(1) 基本料金

1月当たりの基本料金は、次の算定式により求められる金額とし、供給開始日以降に適用するものといたします。なお、基本料金には、別紙1の力率割引または割増を適用するものといたします。ただし、お客さまが全く電力を使用しない月の基本料金は力率調整割引を適用せずに半額といたします。

(算定式) 基本料金単価 × 契約電力

ただし、①供給開始日が月の初日でない場合、または、②本契約の終了日が月の末日でない場合、基本料金は以下の算定式に基づき日割計算により求められる金額といたします。

(算定式)

- ① (供給開始日から供給開始日の属する月の末日までの経過日数 ÷ 供給開始日の属する月の検針期間の日数) × 基本料金単価 × 契約電力
- ② (本契約の終了日の属する月の1日から本契約終了日までの経過日数 ÷ 本契約の終了日の属する月の検針期間の日数) × 基本料金単価 × 契約電力

(2) 電力量料金

電力量料金は、次の算定式により求めるものといたします。

(算定式) 使用電力量(kWh) × (従量料金単価(円/kWh) + 燃料費調整単価(円/kWh))

なお、従量料金単価の適用期間、適用時間及び適用日の定義は3項17号から23号のとおりといたします。

(3) 予備送電サービス料金

イ 一般送配電事業者が維持・運用する常時供給設備等の補修や事故により生じた不足電力の補給にあてるため、お客さまが一般送配電事業者の予備電線路を通じて、当社から供給を受けることが出来るサービスをいいます。なお、予備送電サービスを契約していないお客さまは対象外といたします。

ロ 1月当たりの予備送電サービス料金は、次に掲げる算定式により求められる金額とし、供給開始日以降適用するものといたします。なお、お客さまは、予備送電サービス料金を、お客さまの予備送電サービスの利用の有無に係わらず支払うものとし、力率割引及び割増は適用されないものといたします。

(算定式) 予備送電サービス単価 × 契約電力

ただし、①供給開始日が月の初日でない場合、または、②本契約の終了日が月の末日でない場合、予備送電サービス料金は以下の算定式に基づき日割計算により求められる金額といたします。

(算定式)

- ① (供給開始日から供給開始日の属する月の末日までの経過日数 ÷ 供給開始日の属する月の検針期間の日数) × 予備送電サービス単価 × 契約電力
- ② (本契約の終了日の属する月の1日から本契約終了日までの経過日数 ÷ 本契約の終了日の属する月の検針期間の日数) × 予備送電サービス単価 × 契約電力

1 4. 料金の支払方法

- (1) 当社は、毎月月末締め（当該翌月 1 日 0 時に使用電力量を検針すること）で、当該月の使用電力量を積算し、前項の規定に従い料金を算定いたします。
- (2) 当社は積算した使用電力量および算定した料金を原則として電磁的な方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、書面発行手数料として、電気供給条件における重要事項として定める金額を、原則として、その月の料金と併せて申し受けます。
- (3) 当社が指定するサービス取扱所、金融機関（お客様の指定金融機関口座から振り替える方法又は当社の指定口座あての銀行振り込みの方法です。なお、この場合の振込手数料については、お客様に負担していただくものとします。）又はクレジットカード等で支払っていただきます。
- (4) お客さまが、料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。また、この場合、当社は、書面発行手数料として、電気供給条件における重要事項として定める金額を、その月の料金と併せて申し受けます。
- (5) お客さまによる当社への支払いが遅れた場合、支払日の翌日から起算して支払に至るまでの期間につき、年率 1 0 % の遅延利息を支払っていただきます。
- (6) お客さまが、料金を支払われ、かつ、支払いがなされたことを通知する書面を希望される場合、当社は、書面発行手数料として電気供給条件における重要事項として定める金額を、原則として当社が書面を発行した直後に支払い義務が発生する料金と併せて申し受けます。
- (7) お客さまは、(1) の規定に従い当社がお客さまに送付した請求書に記載された使用電力量及び料金に関して異議がある場合には、請求書受領後 1 0 日以内に当社に対して書面にて異議を申立てていただくことができます。なお、かかる異議申し立てが行われた場合には、誠実に協議し、その解決に努めるものといたします。

1 5. 料金の改定

(1) 基本料金単価

- イ 一般送配電事業者が、約款の変更等により、基本料金単価を改定することを公表した場合、当社は、お客さまに対し基本料金単価の改定のための協議を申し入れることがあります。かかる申し入れを当社が行った場合には、お客さまには誠実に協議を行っていただきます。
- ロ イの規定にかかわらず電力需給契約の更新時期に、当社はお客さまに基本料金単価改定の協議を申し入れる場合がございます。かかる申し入れがなされた場合、お客さまは誠実に協議を行っていただきます。ただし、本号の適用は契約電力を変更する場合を除くものとします。
- ハ 上記の協議において、基本料金単価の改定に関する合意が得られなかった場合には、当社は電力需給契約を解除することができるものといたします。

(2) 従量料金単価

- イ 一般送配電事業者が、約款の変更等により、従量料金単価を改定した場合（一般送配電事業者が燃料費調整分を従量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む）、当社の供給する電力の従量料金単価についても、一般送配電事業者の料金改定期日と同一期日をもって、改定を行うことがあります。
- ロ イにおける一般送配電事業者の料金改定期日とは、改定された電気需給約款の実施日とします。
- ハ 一般送配電事業者が従量料金単価を改定することを公表した場合には、当社は、お客さまに対し、速やかにその旨及び改定後の従量料金単価を通知いたします。

(3) 燃料費調整単価

イ 一般送配電事業者が燃料費調整単価を新たに設定、改定または廃止した場合（一般送配電事業者が燃料費調整分を従量料金単価に反映させる改定をしたことにより、一時的に燃料費調整が行われなくなる場合を含む）、当社が供給する電力の燃料費調整単価についても、一般送配電事業者の燃料費調整単価の設定、改定または廃止と同一期日をもって、改定を行うことがあります。

ロ イにおける一般送配電事業者の燃料費調整単価の設定、改定または廃止の期日とは、燃料費調整の細目を規定した電気需給約款等の設定、改定または廃止の実施日とします。

ハ 一般送配電事業者が燃料費調整単価を設定、改定または廃止することを公表した場合には、当社は、お客さまに対し、速やかにその旨及び変更後の燃料費調整の内容を通知いたします。

16. 事情変更

(1) お客さま及び当社は、電力需給契約の締結後、経済情勢の変動、天変地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、契約書に定める条件が不適當となったと認められる場合には、協議して契約書の全部または一部を変更することができるものといたします。

(2) (1) の場合において、契約書に定める条項を変更する必要があるときは、お客さま及び当社は協議して書面により定めるものといたします。

V 使用及び供給

17. お客様の電力受給権

お客様は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内で、当社から電力を受給し、需要場所で使用することができます。

18. 当社の電力供給義務

当社は、供給開始日以降、契約電力または予備送電サービス電力の範囲内で、お客様が需給場所にて使用する電力を需要地点でお客様に供給する義務を負います。

19. 電力の託送供給のための手続

お客様は、需要場所を管轄とする一般送配電事業者の託送供給約款の規定に従い、一般送配電事業者指定の承諾書等の必要書類を提出し、必要に応じて、一般送配電事業者との間で給電申合わせ書等を締結するものといたします。

20. 電力使用統計提出義務

お客様が当社と電力需給契約を締結後、当社が求めた場合において、過去の使用電力実績を当社に対して提出していただきます。

21. 調整装置または保護装置の設置を要する場合

お客様は、次に規定する原因により第三者の電力の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、または支障を及ぼすおそれがあるときは、お客様の費用負担で必要な調整装置又は保護装置をお客様の需要場所に設置していただきます。特に必要があると一般送配電事業者が認定し、一般送配電事業者が供給施設の新設または変更する場合にも、お客様に当該費用を負担していただきます。

- (1) 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- (2) 負荷の特性によって電圧又は周波数が著しく変動する場合
- (3) 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生じる場合
- (4) 著しい高周波又は高調波を発生する場合
- (5) その他 (1)、(2)、(3) または (4) に準ずる場合

22. 超過使用

- (1) 12項2号の場合を除き、お客様が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合等不相当と認められる場合は、当社はお客さまと協議の上、翌月以降の契約電力または予備送電サービス電力を適正に変更し、また、当該変更に応じて基本料金及び予備送電サービス料金を変更することができるものとします。
- (2) お客様が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合において、契約電力または予備送電サービス電力を適正な数値へ変更するための協議が不調に終わったときは、当社は電力需給契約を解除することができるものとします。この時、精算金等が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (3) お客様が契約電力または予備送電サービス電力を超過して電力を使用した場合、お客様には以下の算定式によって算出される契約超過金を13項に規定される料金に加算してお支払いいただくものとします。なお、契約超過金相当分に関しては、別紙1の力率割引または

割増を適用するものとします。

(算定式)〔超過電力(kW) × 基本料金単価(円/kW・月) × 1.5〕

23. お客様の力率保持

お客様は、需要場所の負荷の力率を、85パーセント以上に保持し、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

VI 保安、工事、工事費の負担

2 4. 受電に必要な設備の工事

当需給契約の成立により電力の受電を開始するために必要となる設備の設置及び工事については、当社の費用負担により、当社が行うものとします。

2 5. 立入検査受認義務

当社は以下の業務を実施するため、お客さまの承諾を得て、当社の作業員をお客さまの土地もしくは建物に立ち入らせ、または、一般送配電事業者もしくは一般送配電事業者の指定する第三者をお客さまの土地もしくは建物に立入らせることができるものとします。お客さまは、当社からかかる立入要請を受けた場合、正当な理由がない限り、立入りを拒むことはできないものとします。

- (1) 需要場所内に当社または一般送配電事業者が設置する電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) お客さまによる不正な電力の使用の防止等に必要な電気工作物等の設置の確認もしくは検査または電力使用用途の確認
- (3) 計量値の確認
- (4) 2 6 項および 2 7 項に必要な措置
- (5) その他、電力需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物の保安の確認に必要な業務

2 6. 電力供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合、当社はお客さまへの電力の供給を停止することができるものとします。
 - イ お客さまの責めに帰すべき事由により生じた保安上の危険のため、緊急を要する場合
 - ロ 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - ハ お客さまが、当社の書面による事前承諾なくして、一般送配電事業者の電線路または引き込み線とお客さまの電気設備との接続を行った場合
 - ニ その他、本約款、契約書及び託送供給約款上のお客さまの義務に違反した場合
- (2) お客さまが、次に掲げるいずれかに該当し、当社がお客さまに対してその旨を停止の 5 日前までに警告しても改めていただけない場合には、当社はお客さまへの電力供給を停止することができるものとします。
 - イ お客さまの責めに帰すべき理由により保安上の危険が生じている場合
 - ロ お客さまが電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用した場合
 - ハ お客さまが託送供給約款に定められている需要者としての要件を欠くに至った場合
 - ニ お客さまが支払期日を経過しても電力料金をお支払いいただけない場合
- (3) 本項に基づき、当社がお客さまに対して電力の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事由を解消し、かつ、その事実に伴い当社に対して支払いを要することになった債務を支払ったときには、当社は、一般送配電事業者との協議が整い次第、お客さまに対して電力の供給を再開するものとします。

27. 電力供給の中止等

当社は次に掲げるいずれかに該当し、一般送配電事業者から給電指令を受けた場合には、お客さまへの電力の供給を中止し、またはお客さまの電力の使用を制限し、もしくは中止することができるものとします。

- (1) 電力の需給上止むを得ない場合
- (2) お客さままたは一般送配電事業者が維持、運営する供給設備に故障が生じ、または故障を生ずるおそれがある場合
- (3) お客さままたは一般送配電事業者が維持、運営する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事など止むを得ない場合
- (4) 非常天災の場合
- (5) その他保安上の必要がある場合

28. 免責

- (1) この約款の規定により、お客さまが当社からの電力の供給を停止もしくは中止され、又は電力の使用を制限もしくは中止された場合で、それが当社の責めによらない場合（一般送配電事業者の責めに帰す場合も含む）、当社はお客さまの受けた損害に対して賠償の責めを負わないものとします。
- (2) 当社がお客さまに対する電力の供給を停止もしくは中止し、又は電力の使用を制限もしくは中止した場合で、それが当社の責めによる場合、当社は13項1号に記載してある基本料金の1ヶ月分を上限としてお客さまに対する賠償責任を負うものとします。
- (3) (1) または (2) の規定に拘わらず、当社は、お客さまが受けた二次的損害または得べかりし利益に係る損害については、賠償の責めを負わないものといたします。

29. 違約金補償

お客さまが電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の供給設備または電気を使用し、これにより当社が一般送配電事業者から違約金の支払いを請求された場合には、お客さまは当該請求金額相当額を当社に支払うものとします。本項に定めるお客さまの支払義務は、電力需給契約の終了後も存続するものとします。

30. 設備の賠償

お客さまが故意又は過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について当社が一般送配電事業者から請求を受けた次の金額の相当額をお客さまは当社に賠償するものとします。

- (1) 修理可能な場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能な場合
帳簿価額と取替工費との合計額

31. 供給設備の工事費負担

- (1) お客さまの供給設備の工事について、当社が、一般送配電事業者から当該工事費の負担を求められる場合、お客さまは、当社からの請求に基づき当該工事費を負担するものとします。
- (2) 工事費負担金額については、一般送配電事業者の託送供給約款の「工事費の負担」項目の「供給地点への供給設備の工事費負担金」に記載される内容に準ずるものとします。

3 2. 料金及び工事費の精算

- (1) お客さまが契約電力、予備送電サービス電力を新たに設定し、または増加した後1年に満たないでこれを減少させる場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って減少契約分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額をお客さまは当社に支払うものとします。なお、この場合には、それぞれの使用電力量は契約電力の減少分残余分の比で按分したものとします。
- (2) お客さまが契約電力、予備送電サービス電力を新たに設定した後1年に満たないで解約する場合、その期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額をお客さまは当社に支払うものとします。
- (3) お客さまが契約電力、予備送電サービス電力を増加した後1年に満たないで解約する場合、それまでの期間の基本料金、電力量料金、予備送電サービス電力料金について、遡って増加契約電力分について、該当料金の20パーセントを割増したものを適用し、当該割増額をお客さまは当社に支払うものとします。
- (4) なお、次に該当する部分については、精算しないものとします。
 - イ お客さまが電力需給契約の消滅または変更の日からさかのぼって他事業者を含め1年以上継続されている部分（臨時接続送電サービスを除く）
 - ロ お客さまが電力需給契約の消滅または変更の日以降引き続き受電側接続設備又は供給側接続設備を利用され、その結果、他事業者を含め1年以上継続して使用されることとなった部分（臨時接続送電サービスを除く）
 - ハ 高圧受電において契約電力500kW未満の場合、契約電力、予備送電サービス契約電力の増加または減少分

VII 契約の終了

3.3. 契約期間の満了

お客さまと当社との間の電力需給契約は、契約期間の満了により終了するものといたします。

3.4. 中途解約

(1) お客さまと当社との間の電力需給契約は、希望解約日の2ヶ月前までに、電力需給契約の相手方に対し、意思表示を行うことで解約できるものとします。

(2) 契約書第6条に定める契約期間内に解約する場合（供給開始に至らず申込みを撤回する場合を含む）、お客さまは当社に対し、以下の算定式により算出される金額に加え、当社が電力需給契約の履行及び解約の為に要した設備費用及び工事費用等の実費を支払うことにより、本契約を解約することができるものとします。

[契約電力×1月当たりの基本料金×契約期間の残余期間] + [供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量×従量料金の夏季料金×契約期間の残余日数]

3.5. 当社の義務違反等によるお客さまの契約解除権

(1) 当社が、次のいずれかに該当したときは、お客さまは、催告を要せず通知により電力需給契約を解除できるものとします。

イ 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき

ロ 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申し立て、公租公課滞納処分などを受け、または民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき

ハ 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき

ニ その他債権保全のため必要と認められるとき

ホ 前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき

(2) 当社が本約款または電力需給契約の一つにでも違反し、お客さまが20日の期限を定めて催告したにもかかわらず、当社が当該催告事項については是正措置を取らないときは、お客さまは当社への通知により電力需給契約を解除できるものとします。

3.6. お客さまの義務違反等による当社の契約解除権

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当したときは、催告を要せず通知により電力需給契約を解除することができるものとします。

イ お客さまが社会通念上相当な期間を超えて債務の支払いを行わない場合

ロ 取引に伴う代金の支払い等を停止したとき、もしくは手形交換取引所の取引停止処分があったとき

ハ 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分などを受け、又は民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき

ニ 営業の廃止、解散の決議をし、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき

ホ その他債権保全のため必要と認められるとき

へ 前各号に定める各事項に準ずる事項が発生したとき

(2) (1)の規定による契約の解除に伴う必要な費用はお客さまの負担とします。また、これに

よりお客さまが受けた損害について、当社は賠償の責めを負わないものとします。

(3) 本項の規定に基づき、当社が契約を解除した場合、以下の算定式により算出される金額及び当社が電力需給契約の履行及び解約の為に要した設備費用及び工事費用等の実費の合計額を違約金として、当社に支払っていただきます。

[契約電力×1月当たりの基本料金×契約期間の残余期間] + [供給開始日より解約通知日までの1日当たり平均電力使用量×従量料金の夏季料金×契約期間の残余日数]

VIII 約款の改定

37. 約款の改定

当社は、経済情勢の変動など、諸般の事情を総合的に考慮して、この約款を改定することができることとします。

38. 約款が改定された場合の取り扱い

37項の規定に従い、当社が、この約款の改定を実施した場合、当社及びお客さまの間には、新たな約款の規定が、実施日より適用されるものとします。

IX その他

39. 守秘義務

- (1) 本契約の存在および内容に関して、お客さまおよび当社は守秘義務を遵守するものとし、相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします（ただし、当社が本契約を履行するに際して情報開示を必要とする当社の関連会社を除きます。）。ただし、本契約の履行に関連して一般送配電事業者の情報提示が必要なもの、または、法令上の根拠、公的機関からの正当な権限もしくは目的による開示要請がある場合は除外するものとします。
- (2) 前項にかかわらず、当社は、お客さまが本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について当社の定める期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者等へ当社が通知することがあります。

40. 管轄裁判所

お客さまと当社との本契約に関する一切の紛争については、当社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

41. 暴力団排除に関する条項

- (1) お客さまおよび当社は、本契約締結時および将来にわたり、本契約に関わる地方自治体の定める暴力団排除に関する条例に従うものとします。
- (2) お客さまおよび当社は、現在および将来にわたり、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という。）および次のいずれかに該当しないことを表明し保証します。
 - イ 暴力団員等が経営を支配しまたは実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ロ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ハ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、関与していると認められる関係を有すること
 - ニ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つでも該当する行為を行わないことを表明し保証します。
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他、上記に準ずる行為
- (4) お客さまおよび当社は、相手方が本条（2）および（3）のいずれか一にでも違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができるものとします。
- (5) お客さまおよび当社は、本条（4）に基づく解除により解除された当事者が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

附 則

1 本約款の実施期日

本約款は、2015年12月1日から実施した約款を改正したものであり、約款37項に基づき、2026年4月1日より適用いたします。

別 紙

1 力率割引及び割増

- (1) 力率は、需要場所ごとにその1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセント）とします。
- (2) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金（13項を参照ください）を1パーセント割引きし、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しするものとします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の起算日から翌年の5月の起算日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の起算日から翌年の5月の起算日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合）を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha : 0.0028 \quad \beta : 0.1819 \quad \gamma : 1.0863$

α 、 β 、 γ は原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値）

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (46,100 \text{ 平均燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1000} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100) \times \frac{\text{基準単価}}{1000} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

基準単価とは平均燃料価格が 1 キロリットル当たり 1, 0 0 0 円変動した場合の電気料金単価への影響額のこと、本契約の場合、0. 0 9 8 円 / k W h（消費税等相当額を含みます）となります。

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 3 1 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 3 0 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 3 1 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 3 1 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 3 1 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間

毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお、燃料費調整額に上限はございません。